

警察・商工労働委員会記録

- 1 期 日 平成21年4月17日（金）
2 場 所 第2委員会室
3 出席委員 委員長 東 保幸
副委員長 中村道徳
委 員 金口 巖、栗原俊二、下原康充、門田峻徳、中本隆志、
大曾根哲夫、宇田 伸、平 浩介

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[警察本部]

警察本部長、総務部長、総務課長、警務部長、警務課長、生活安全部長、地域部長、地域課長、刑事部長、刑事総務課長、交通部長、交通企画課長、警備部長、公安課長

[商工労働局]

商工労働局長、立地政策審議官、総務管理部長、商工労働総務課長、労働福祉課長、雇用人材確保課長、職業能力開発課長、雇用基金特別対策プロジェクト担当課長、産業振興部長、産業技術課長、新産業課長、経営支援課長、金融課長、企業立地課長、観光課長

[労働委員会事務局]

事務局長、事務局次長、総務調整課長

6 報告事項

[警察本部]

- (1) 「安全・安心特別対策班」の新設について
- (2) 平成21年春の全国交通安全運動の実施結果について

[商工労働局・労働委員会事務局]

- (3) 平成21年度商工労働局組織体制
- (4) 「平成20年度広島県働く男女の雇用環境実態調査」の結果について
- (5) 雇用関連基金事業の実施について
- (6) 県融資制度の新規貸出実績について
- (7) 広島県経済の動向

7 会議の概要

(開会に先だち、警察本部長が新任説明員の紹介を行った。)

- (1) 開会 午前10時32分
- (2) 記録署名委員の指名

金 口 巖

栗 原 俊 二

[警察本部関係]

(3) 当局説明

- ① 生活安全部長が報告事項(1)について、別紙資料1により説明した。
- ② 交通部長が報告事項(2)について、別紙資料2により説明した。

(4) 質疑・応答

○質疑（金口委員） それでは、広島県東部における連続放火事件について何点か、お尋ねしたいと思います。

広島県東部における連続放火事件については、新聞報道によりますと、4月11日に容疑者が逮捕されたとのこととあります。当該事件に関連した放火事件の発生状況、現時点における捜査状況につきまして、わかる範囲で御答弁願います。

○答弁（刑事部長） 委員の御質問にありましたように、府中市及びその周辺地域では、ことし3月中旬からごみステーションや倉庫等が燃えるという、放火と認められるような火災が20数件、発生いたしました。

このため、府中市府中町を中心にした県東部5警察署並びに県警察本部捜査第一課から成る、捜査本部を設置して鋭意捜査を進めてまいりました。その結果、去る4月11日、府中市内に居住する24歳の男性2名を府中市父石町の鉄工所兼事務所に放火した容疑で逮捕しております。

○質疑（金口委員） 今回の事件は連続20数件ですから、すごい件数だと思います。差し支えのない範囲で結構ですが、今後の見通しについて御答弁いただきたいと思えます。

○答弁（刑事部長） これまでの捜査の結果、両被疑者とも本件のほか一部余罪も自供しつつあるという段階であります。したがって、一連の火災はこのたび逮捕した被疑者による連続放火の可能性があると認めて、刑事部長を長とする合同捜査本部を設置し、取り調べや裏づけ捜査などの各捜査を徹底しているところであります。今後、事件の全容解明に向け、全力で取り組む方針です。

○要望（金口委員） 今回、容疑者が逮捕されたということで、一応、安心はしておりますが、近年、神石高原町、福山市においては放火による死者も出ており、非常に不安な状態にあると思っております。

少し調べてみますと、昨年の統計では、広島県東部の管内で199件の火災が発生し、そのうち40%の78件が放火、あるいは放火の疑いがあるということでした。放火に類する数字が40%という大きな数字になっており、全国でもワーストになるのではないかとこのぐらいにひどい数字でした。

この解決に向けて、警察当局でも一生懸命、努力しておられると思えます。近年の不景気の中でリストラにあったなど、会社への不満を理由にして放火するということも聞いております。県民の生命、財産を守ることは警察の第一義としたところだと思っておりますので、ぜひこういうことがないように努めていただきたいと思います。特に、江戸時代では、放火に対しては刑のなかでも非常に厳しいものであったと聞いたことがありますし、現在においても大罪でありますから、全容解明

につながるよう、ぜひ徹底した捜査をお願いしたいと思います。

○質疑（栗原委員） 2点お伺いいたします。

まず1点は、警察における取り調べの録音、録画の施行についてです。

裁判員制度が5月21日から導入されるということで、自白の任意性について裁判員にわかりやすくさせること、また、迅速な立証ということが、今、課題になっていると言われていています。

取り調べ室の可視化の問題等については、昨年度から取り組んでおられますけれども、それにプラスして今回、録音、録画について、今まで警視庁、埼玉県、千葉県、神奈川県などで施行されました。

先日、そうした施行の検証結果が報告されており、この報告の中では、警察庁の方針として、検証結果を踏まえて今年度4月以降、全国の警察においても取り調べ室での録音、録画を進めていくということです。広島県についてはどういう状況であるのか教えていただきたいと思います。

○答弁（刑事部長） 今、委員の御指摘にありましたように、録音、録画について昨年から全国5都府県で施行されております。

広島県においても本年4月1日から機材を5セット配付されておりますので、広島中央署、広島東署、広島西署、安佐南署、福山東署の5署へ既に機器を配付しているところであります。基本的にはこの5署で実施いたしますけれども、対象事案がありました場合は、他の警察署でも実施する予定で現在も準備を進めている段階です。

○質疑（栗原委員） どういう事案、どういう状況のときに録音、録画をするのか、基準について教えてください。

○答弁（刑事部長） いわゆる裁判員裁判対象事件について、被疑者の自供が得られ、なおかつ同意が得られている場合であります。裁判員裁判対象事件といいますが、もすべてではありません。当面は殺人、現住建造物等放火あるいは強盗致死傷、さらには傷害致死のような重要凶悪事件について施行するというようにしております。

○質疑（栗原委員） 今まで実際に録音、録画を行った事件はありますか。

○答弁（刑事部長） 今のところ、対象事件は1件もありません。

○質疑（栗原委員） 施行の検証結果の公表は、警察庁全体としてされるのでしょうか、今後、5署で行われるということでもありますので、広島県としても、ぜひとも公表していただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○答弁（刑事部長） それぞれ個別の事案につきまして検証いたしますので、警察庁等とも協議しながら公表できるものについては公表していきたいと思っております。

○質疑（栗原委員） あともう1点、先日の新聞報道によりますと、6歳未満の子供を自転車の前と後ろに乗せる3人乗りについて、法令では違反行為であるとなっていると思うのですが、車体に十分な強度があることなどの要件を満たせば、今回、警察庁が認めるということを決めたようであります。実際、町中でもよく見受けま

すし、主婦の方々にとって買い物や幼稚園への送り迎えなど、日常生活には欠かせないものであります。要件を満たせば、自転車の3人乗りを認めるということになったわけですけれども、広島県警察としての今後の具体的な取り組みについて御説明いただきたいと思っております。

○答弁（交通部長） 自転車の乗車人員の制限については、根拠になっているのが各都道府県の公安委員会規則であります。具体的に広島県の場合、広島県道路交通法施行細則であります。この施行細則を今後改正していくということになると思っております。

○質疑（栗原委員） 時期的なものはどうお考えなのかということが1点、それから、改正された場合、現在使用されている安全基準を満たさない自転車の3人乗りに対しては、今後、摘発の対象になるのかどうか、その辺はいかがですか。

○答弁（交通部長） この改正の時期につきましては、一応、ことしの夏をめどに前向きに考えておりますし、改正に向けた詳しい内容については警察庁からも指示があると思っております。

それから、この幼児2人同乗用自転車に限って乗ってもいいということでございますので、現在使用されているようなものについては、当然に法違反ということになります。直ちに検挙するかという点については、安全のための広報啓発を図っていくということが、まず何よりも重要ではないかと考えています。

○質疑（栗原委員） 6歳未満の子供を自転車の前と後ろに乗せる場合も、要件を満たした自転車でないといけないので、今後、新型の自転車がどんどん普及すると思っております。ただ、これからは既存の自転車で3人乗りをする方が恐らくいると思うのです。それについて特には検挙にならないようですので、その辺のことについて周知徹底をしているのかというのはあると思っております。

もう1点、警察庁の方針によりますと、この新型の自転車は、恐らく最初は非常に高価なものになるだろうということで、新型自転車の普及を促すために各自治体に対して新型自転車のレンタル制度であるとか、購入費の助成制度などを導入するよう働きかけるということも言われております。これは広島県についてはどうなのでしょう。

○答弁（交通部長） この要件を満たす自転車は、一般に流通している自転車よりも高価であり、構造によっては5万円以上するとも言われております。普及に向けましては、自治体による助成であるとか、レンタルの実施などが期待されるころでもありますので、こうした対策も警察として行ってまいりたいと思っております。

○要望（栗原委員） いずれにしても、新たな形ということで、今までの自転車であったとしても当面、検挙しないということでもあります。

また当然、新型の自転車の普及を図らなくてはならないということが出てくると思います。これから自治体としては、取り組みの推進、働きかけ、保護者の方々への啓発をしていかなければならないと思っております。3人乗りを容認するという規定そのものはありがたいことですので、警察本部としてもしっかり広報活動を強化して

いただきたいと思います。

- 要望・質疑（大曾根委員） 春の交通安全運動について、机上配付資料によって報告を受けました。発生件数は対前年比マイナスということで、だんだん改善されてきて、よく頑張っておられると思います。

そういう中で今、自転車の3人乗りの話が出ましたけれども、この死亡事故の発生状況は、3人のうち2人が自転車によるものということです。やはり自転車についての問題は慎重に対応していただきたいと思います。特に、自転車に乗る側に対する指導が大切だと私は思います。

もう1点、4月8日、入学したての小学生がバスの前を横切ることによって死亡するという事故が起こり、本当にショッキングだったと思います。最初に、どういう状況でこの事故が起こったか聞きたいのですが、反対側に母親がいたと言っている方もおられますし、そうではないと言っている方もおられます。どういう状況だったか教えていただきたいと思います。

- 答弁（交通部長） 現在、この死亡事故につきましては、広警察署において捜査を継続中でございますので、詳しいことは差し控えさせていただきますけれども、委員がおっしゃられましたように、御父兄の方が道路の反対側におられたという事実はあったようでございます。

- 質疑（大曾根委員） 今から22年前、私が県議会議員になる前に選挙の準備をしていたころ、事務所を探すために地元の安芸区の方へ行きましたところ、車の陰から子供が飛び出してきました。反対側に母親がいたのです。私は、1～2週間ぐらい跡が残るような急ブレーキをかけました。とまった車のボンネットに子供がぼんと乗ってやわらかく落ちたので、全く傷はなく、本当にほっとしたのですが、ほっとする事故がそういう形で生まれてくるわけです。

そういう点では迎えに出る場合においても、常にバス停の側、おりてくるところで母親が待つことなどが必要だと思います。小学校の入学に当たっては最初に、保護者の方に対して、バス通学する子供たちへの対応について指導が必要ではなかったのかと思います。その点については、教育委員会の方にも関係すると思うのですが、交通安全という立場からすれば、警察と学校の両方で常に話し合いをしながらやっていかなくてはいけないことだと思います。

習慣として身につくまでは、小学1年生に言っても、なかなか難しいと思いますし、大人の方の責任として学校、保護者が指導していかなくてはならないと思いますが、保護者に対して事前の注意があったのですか。

- 答弁（交通部長） 小学生に対する交通安全教育につきましては、委員がおっしゃられるとおり、警察だけではなく、自治体、教育機関、関係団体等と一緒に交際ルールや交通安全知識を身につけさせ、習慣化させるということが重要だと考えております。特に、小学校の低学年に対しましては、保護者から離れ、単独の歩行者として安全に道路を通行できるようにするため、学校と協力して交通安全教室を

開き、右側通行が原則であるとか、信号機の意味、安全な横断の方法等の指導をしているところでもあります。交通安全教室の回数を申し上げますと、子供だけではないのですが、平成20年中においては1,200回近く、8万人程度を対象に実施したところでもあります。

○質疑（大曾根委員） 今回の事件が起きた学校において、このような交通安全教室など、保護者に対する教育がされていたかどうか、この点についてはどうですか。

○答弁（交通部長） その学校で実施されていたかどうかについて、当方では承知しておりません。

○要望（大曾根委員） バス通学する小学生というのは学校が統合されたために、遠くから通わないといけないというハンディを持っていると思います。この事件を一つの反省材料として、特に初めて小学生が学校に行く日、保護者も含め、児童に対して、教育委員会と連携をとってしっかり交通安全教室等、事前教育をしていただくよう希望いたします。

○質疑（平委員） 間所県議会議員の資金管理団体に関係してお尋ねしたいと思います。昨年7月下旬に間所県議会議員の資金管理団体が政治資金規正法違反の疑いで家宅捜索されて9カ月近く経過しようとしています。

間所議員の話によりますと、家宅捜索で押収された書類は昨年末までにすべて返還されたとのことであります。また、関係者への取り調べも昨年の12月以降は行われていないとお聞きしています。

しかし、刑事訴訟法第246条によりますと、「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない」とあります。関係者への取り調べも終わり、関係書類も返還されて3カ月半になるにもかかわらず、いまだにその後の動きがないことはこの刑事訴訟法第246条にある「速やか」ということにはならないと感じます。その点を警察当局はどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○答弁（刑事部長） 個別事案につきましては、捜査をしているか否かを含め、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。なお、一般論で言えば、警察といたしましては、刑事事件として取り上げるべきものであれば、法と証拠に基づいて適切に処理してまいりたいと思います。

○意見（平委員） この件は皆さん御存じのように大きく報道されまして、特に地元紙は一面のトップで報じ、連載記事まで掲載するなど県民の関心も高いわけであります。また、間所議員が県議会の政治倫理条例をまとめた議会改革推進委員会の委員長をしていたということもあって、ある新聞の見出しには「議会信頼、また失墜」と載せられたこともあります。

捜査の行方は私にはもちろんわかりませんが、その内容について口を差し挟む気もないし、すべきでないと感じております。通例では事件が検察官に送致されれば、検察官において起訴するかどうかを決定することになり、仮に起訴されれば、

法廷での審理を経て裁判官が有罪か無罪かを言い渡すこととなります。今回、家宅捜索をされたわけですが、家宅捜索をすれば必ずしも事件を検察に送致するわけではなく、検察官に送致されない場合もあるということも聞きます。今回のケースは恐らく現時点では、検察官に送致することを決定したわけでもなく、また逆に送致しないことも決定していないのではないかと考えます。

捜査中とのことではありますが、先ほど言いました間所議員の話から推察しますと、実質的な捜査活動はもう終了しているのではないだろうか、残された判断は事件を検察官に送致するかどうかだけではないだろうかと感じる人もいると思います。

警察当局にもさまざま論調があるのですが、被疑者にとってみれば9カ月近く疑いをかけられたままの状況が続いているわけであります。慎重な捜査が必要であるにしても、常識的に考えて少し長過ぎるのではなかろうかと感じます。

先ほど述べましたことをまた繰り返すこととなりますけれども、関係者への取り調べが終わり、関係書類が返還されて既に3カ月半経過しながら、被疑者は言ってみれば、宙ぶらりんの状態を強いられているわけであります。警察当局はもっとこうした状況を考慮して速やかに判断を下されるべきではなかろうかと、私の意見を申し上げます。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時16分

[商工労働局・労働委員会事務局関係]

(再開に先だち、商工労働局長及び労働委員会事務局長が新任説明員の紹介を行った。)

(5) 当局説明

- ① 商工労働局長が報告事項(3)について、別紙資料3により説明した。
- ② 労働福祉課長が報告事項(4)について、別紙資料4により説明した。
- ③ 雇用基金特別対策プロジェクト担当課長が報告事項(5)について、別紙資料5により説明した。
- ④ 金融課長が報告事項(6)について、別紙資料6により説明した。
- ⑤ 総務管理部長が報告事項(7)について、別紙資料7により説明した。

(6) 質疑・応答

○質疑(栗原委員) 雇用対策についてお伺いしたいと思います。

今もお話がありましたとおり、広島県内の景気状況というのは、ますます厳しい状況に立ち入っているという認識を持ち、私どもの会派として、先日、4月13日、新たな経済対策に対する県の取り組みについて、知事に要望させていただいたところでもあります。その中でも特にこの雇用対策の充実強化については、今後ともしっかり取り組んでいかなければならない項目として重きを置いております。

その中で、雇用関連基金事業の実施について、基金の交付決定額が76億3,000万円、事業費の全体は15億8,000万円という状況です。これは単年度で使うものではな

いと思いますが、基金の交付額に対して、今回出ている事業数、事業費にはどういう認識を持っていらっしゃるのでしょうか。

○答弁（雇用基金特別対策プロジェクト担当課長） 雇用関連基金には、雇用創出基金と緊急雇用基金の2つがございます。

緊急雇用基金は、短期で非常に使い勝手のよい基金ということで利用がふえております。

雇用創出基金につきましては、3カ年の事業実施後もその仕事が引き続き残っていることが重要でありますので、事業の企画に当たっては、かなり検討が必要となり、出足は遅いと理解しております。我々としましても、この基金を使った後に県内に1つでも2つでも仕事が多く残るよう、使い方について市町や事業者の希望を聞きながら、市町及び関連部局と連携して積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○質疑（栗原委員） 今回県としても、新たにこういう形でプロジェクトチームを設置されたということですから、この基金に対する取り組みの大きな趣旨を御理解いただいていることだろうと思います。

事業を考える部分は、市町にとっては非常に大変なものであると聞きますが、今後、事業拡大の見込みをどう考えておられますか。

また、市町に事業をまかせるのではなく、具体的にどういった事業を推進していくかについて提案するようなことも進めていかなければならないと思います。これだけの基金を積みながら事業の実施がスムーズに行かないというのは、情けない話ですし、その辺の役割を果たすのは県ではないかと思うのですけれども、その辺に対する考え方を聞かせていただきたいと思います。

○答弁（雇用基金特別対策プロジェクト担当課長） 雇用創出基金につきましては、委員がおっしゃるとおり、雇用を続けるための経費が捻出できるような仕組みなどを考えてつくっていかねばいけないという問題があるのは理解しております。

したがって、我々も他県の事例などを調べて、市町に直接出向きながら、企画について一緒に考えていく形で取り組みたいと思っております。

○要望・質疑（栗原委員） この基金につきましては、政府も積み増しを考えているようでありますので、ここから先は本当に知恵の出どころです。市町としては当然、基金を何とか使いたいという思いを持っておられます。

全国にはいろいろな事例がありますし、特にこの雇用創出基金の方はスパンが長いので、情報をしっかり収集していただいて、市町にアドバイスができる体制をお願いしたいと思います。今回のプロジェクトチームについては非常に評価をいたしておりますので、よろしく申し上げます。

雇用対策ということで言いますと、雇用調整助成金を活用されている会社は、平成18年には5社、平成19年には1社しかなかったわけですけれども、平成20年から平成21年2月までの1年間で、1,509社がこの雇用調整助成金を活用されているとい

うデータがありました。この数字を見ても本当に厳しい状況であることを実感いたします。対象人数にいたしますと、11万8,000人を超える方々がこの雇用調整助成金によって守られている状況にあります。

こういった取り組みが非常に効果を発揮していることはわかるのですが、今後、大事なのはさらに追加して対策を行うことだと思います。

その中でお伺いしたいのは今、雇用保険を受給していない方々に対して、就業訓練などの取り組みを強化する動きが国の方であるようです。若者や母子家庭の母親など、雇用保険を受給していない方々への手だてについては今、広島県としてどのような取り組みをなされているのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（職業能力開発課長） 失業者の方には、大抵、雇用保険からの給付が出るわけですが、その対象とならない方につきましては、県の制度として職業訓練手当がございます。年齢、地域によりますが、大体12～13万円程度給付されます。

また、その対象にならない方につきましても、技能者育成資金制度という国の制度がございます。月額10万円、扶養親族を有する場合は12万円を貸し付けるものがございます。これも拡充を考えていまして、訓練終了後に就職をしておれば返還義務を免除するなど、手厚い策を国において考えられております。

○要望・質疑（栗原委員） 雇用保険から給付されていない方への対策が一つのポイントでもありますので、ぜひとも県としてしっかり取り組みをお願いしたいと思います。

もう一つは障害者の雇用対策ですが、このように景気の厳しい状況では、障害者に対する雇用対策も取り組んでいかなければならないと思います。どうしても弱い立場のところの影響が大きく出るものでありまして、そういった意味では、障害者の雇用対策も一つのポイントであると思うのですが、現状について、お伺いしたいと思います。

○答弁（雇用人材確保課長） 障害者の雇用の現状につきましては、他の労働者と同様、厳しい状況でございます。県としては、障害者の雇用の場の拡大、就業機会の確保及び職場定着支援の3本柱で対策を進めたいと考えております。

具体的には、障害者の雇用の場の拡大につきましては、広島労働局と連携いたしまして、ことし2月から3月にかけて、商工会議所などの経済6団体を訪問し、障害者の雇用の維持拡大を要望しております。さらに経済団体が採択しております広島県障害者職場定着支援等連絡会議を通じまして事業主の御理解、御努力を求めているところでございます。

それから、就業機会の確保につきましては、事業主への啓発、障害者雇用促進支援資金、さらに障害者の就職面接会等をするなど、就業支援を行ってまいりたいと思います。

3点目の職場定着支援につきましては、ジョブサポーター養成・派遣事業、それから広島障害者職業能力開発校の職業訓練などを活用いたしまして、一層雇用対策

の強化を図ってまいりたいと考えております。

○要望（栗原委員） 現況の中で、やはり雇用対策の充実強化は非常に重要な取り組みであると思います。

私ども会派としても、再就職、職業能力開発支援などの障害者の雇用対策、生活への総合的な支援等の拡充を大きく取り上げております。今回、国の方でも考えておりますけれども、ぜひとも新たな経済対策に呼応した形でできるだけ早い取り組みをお願いしたいと思っております。

○意見（下原委員） 栗原委員と多少重なるところもありますが、我が会派も先日、15日、藤田知事に対して、厳しい状況の中でもしっかりやっていただくように提案をいたしました。その中の一つに、県が負担している直轄事業等がおよそ270億円あると伺っており、その9割を国の方から交付されるそうなので、それらを積極的に活用して雇用対策はもちろん経済対策をしっかりやってほしいという要望をいたしました。

いずれにいたしましても政府、与党が提案しております15兆円の補正予算はどのようなかわかりませんが、早く決まれば広島県の方もそれに連動してできるのではないかと思います。もちろん先ほど栗原委員が言われた雇用、就業前の訓練など、いわゆる英国版ニューディールのような部分もしっかりできるのではないかと思います。

その中で一つ申し上げたいことは、広島県の緊急雇用対策基金事業では、資料3の下の方にあるような仕組みで、それぞれの市町において実施されると思いますが、市町が事業者に対して委託するという表現が使われております。

本当は、この事業は何ですかと聞く予定でございました。もう聞くことはしませんが、この活用の仕方、いわゆる入札制度を用いている市町においても、現在のような緊急の場合、入札を行うべき事例に当てはまらないのではないかと思います。

入札をした場合、落札した会社は雇用者あるいは被雇用者の給料を安くしてでも仕事をとって、会社を運営するのではないかと思います。例えば、1日1万円を日当だと仮定し、落札価格が公共事業並みに25%カットされる場合、会社の運営の中で固定経費がかかるわけですから、人件費は7,500円よりもさらに安くなるというようなことにつながるのではないかと危惧いたしております。

何のための緊急雇用対策基金事業なのかというところに疑問を持ってしまいますので、会社の経営ももちろん考えないといけないのですが、雇用者に対する負担や、安く雇うということにつながるような指導をそれぞれやっていただきたいと思っております。とりわけ入札制度はこの場合そぐわないという意見を申し上げます。

○意見・質疑（大曾根委員） 最近の雇用情勢について御説明いただきました。

外国人労働者についてですが、出稼ぎに来られている方々が職を失って、帰国の費用もままならない状況となり、このたび、国の方で帰国の費用を支援しようという動きがあると聞いております。

広島県にも、ブラジルやペルーからたくさん来ておられて、今回の生産調整により、職を失った日系外国人労働者の方も多くいると思います。このような雇用情勢の中で外国人労働者の場合には、国際的な問題にもなってくると思います。

特に、ブラジルとの関係においては、これまで広島県も非常に友好関係に力を入れておりました。先日、移民100周年記念事業でブラジルへ行ったときも、日本から移民した人たちが言うには、自分たちは非常に温かくブラジルで受け入れてもらったので、逆に日本に行っているブラジルの方々に対しては、日本の方々が温かく迎えてほしいという声も聞いてまいりました。そういう中で、現状がどうなっているのか、しっかり把握し、県としてもこの問題について、バックアップ体制をとらなければいけないのではないかと思います。

最近の動きとしては、外国人労働者も正社員化する動きも一方ではあると聞いておりますが、その辺について商工労働局としてどのように把握しておられますか。

- 答弁（雇用人材確保課長） この1月、3回ほど、ポルトガル語、スペイン語の通訳をつけ、外国人の方を対象としたミニ企業交流会を開催いたしました。日系人52名の参加を得まして、28名が企業の面接を受け、3名が就職の内定をしたという状況でございます。

それから、先ほどお話がありました帰国支援金でございますが、広島労働局と海田町で4月24日に帰国支援金説明会を外国人労働者の方、特にブラジル、ペルー、その他南米諸国の国籍の方を対象に行うと聞き及んでおります。

- 要望（大曾根委員） いろいろ御苦労されていることはよくわかりました。正確にとらえるのは難しいと思いますが、外国人労働者が全体で何人ぐらいいて、どういう状況にあるか、県内の動向というものを時系列的にも押さえていく必要があるのではないかと思います。これからはそういう面での報告も加えていただきたいと思います。

- 要望（中村副委員長） 昨年夏ぐらいから、原油・原材料価格の高騰に対して、随分いろいろな対策を打っていただきました。その対策の内容については、全国で上位に入るぐらいのものではないかと思っております。

先ほど倒産件数が報告されましたが、負債総額からすれば、平成20年は約3,500億円になります。また、東京商工リサーチという民間リサーチ会社で調べましたら、平成20年度では、約4,000億円の負債があるのです。これを見ていると、この決算期、5月危機といいたいまいしょうか、株価が下がって、まだまだ大変な状況になりかねないと思うのです。

先日、商工会議所や中小企業の方といろいろな話をしました。特に中小企業の方からは、「非常によく対策を打っていただいておりますが、まだまだ足りないのです」ということでした。

また先般、信用保証協会へ行き、融資が伸びているのか、会社の実績はどうかをお聞きしましたら、信用保証協会でもさまざまな手を打っていただいているよ

うです。国の緊急対策により、借入れやすいものがどんどんできて、中小企業の方が借りやすくなったため、今、県の預託融資制度の実績が下がったというのわかりました。

県当局、商工会議所、信用保証協会、銀行もそうですが、さまざまところでいろいろな努力をしていただいていると思います。金融課長もさまざまな弾力的な融資制度の改善に取り組むとおっしゃいましたけれども、企業の方々は制度を知っておられません。例えば、原油・原材料価格高騰対策特別資金、緊急経営基盤強化資金、市に貸し出した特別資金等の実績、平成22年度まで延長する資金もあるなどが書いてあります。

いろいろな手を打っていただいて、すばらしい物をいっぱいいただいて、非常にいいことなのですけれども、積極的なPRをしていただきたいということを要望しておきたいのです。今、本当によくやっけていただいておりますが、もう少しゆとりができた時点で、このような制度がありますというのを企業主に伝えていただきたいのです。銀行からはホームページなどでPRしていただいておりますけれども、もう少し積極的に手を加えていただいたら、生きてくると思います。これまでの御苦労に感謝し、同時に今後の取り組みについて要望させていただきます。

(7) 閉会 午後0時2分